

平成19年度事業報告書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

1 事業の成果

今年度、NPO人材開発機構は、法人の中核事業である福祉サービス第三者評価事業の拡大とともに、新規事業である「小規模作業所等法内化促進支援事業」（東京都福祉保健局委託）の周知、内部研修、支援ツールの開発に重点を置きました。

また、教育・研修事業においては、平成18年度経済産業省委託事業「サービス産業創出支援事業」での成果物を委託・自主研修のカリキュラムに反映し改善を図りました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
教育・研修事業	NPOの人材の裾野を広げるべく、NPO起業のための実践的な講座開催	平成19年1月～3月	都内	30人	23人	5,660
教育・研修事業	自己発見や振り返り、福祉系NPOへの関心や動機付けの機会を提供するための入門講座（ライフキャリア実現セミナー）	平成19年7月21日・22日	都内	5人	11人	595
教育・研修事業	福祉サービス分野での人材の確保・定着及び人材育成の実現に向けて新たな人事制度や人事管理のあり方を模索し、課題解決のヒントとなることを目指す、福祉施設の人材を活かすためのマネジメント講座	平成19年10月～平成19年12月	都内	15人	37人	1,251
紹介・斡旋事業	NPO・企業等に対する人材の紹介及び情報提供事業	随時	都内	1人	7団体	14
紹介・斡旋事業	NPO・地方自治体・大学からの依頼に応じて、NPOの運営等に関する講師を派遣事業	随時	都内 神奈川県	10人	講師派遣依頼元6団体、及び個人多数	234
広報・出版事業	ホームページの改変	通年	事務局	1人	個人及び団体多数	0
広報・出版事業	居宅介護事業者の個人情報管理マニュアルの普及活動	通年	事務局	1人	個人及び団体多数	0

福祉サービス 第三者評価 事業	サービス評価事業	通年	都内	45人	54事業	25,460
福祉サービス 第三者評価 事業	評価者研修事業	平成19年 5月～6月	都内	2人	55人	0
NPO等運営支 援・相談事業	福祉系を中心としたNP O等非営利活動団体に対 し運営支援ボランティア を派遣、または専門家に よる相談を行い、安定的 な運営を支援する事業	通年	都内	13人	NPO法人等 29団体	699
NPO等運営支 援・相談事業	都内障害者作業所等に対 する障害者自立支援法の 法内事業への移行支援事 業	通年	都内	98人	NPO法人等 の障害者作 業所62団体 101事業所	15,904
その他管理業 務支援 事業	研究調査の調査票集計・ 分析	平成19年 5月～ 平成20年 3月	事務局	2人	3団体	9,728
その他管理業 務支援 事業	NPO運営事務業務受託	平成19年 4月～ 平成20年 2月	都内	2人	3団体	30
	合 計					59,575

平成19年度 財 産 目 録 (特定非営利活動事業)

平成20年 3月31日 現在

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

(単位:円)

科 目	金	額	備 考
		(資 産 の 部)	
I. 流動資産			
1. 現金	152,032		
2. 預金			
・普通預金/みずほ銀行	3口	12,398,991	
・普通預金/ゾパバンク銀行	1口	2,563,597	
・普通預金/中央労働金庫	1口	1,638	
・郵便振替/郵便局	1口	35,880	
3. 未収入金			
・管理業務支援事業		2,275,350	
・起業講座		3,997,350	
・第三者評価事業		2,806,000	
流動資産 合計		24,228,838	日本社会事業大学 独立行政法人雇用・能力開発機構 東京センター 5施設
II. 固定資産			
(有形固定資産)			
1. 建物付属設備			
・内部造作	1組	451,762	事務所パーテーション
2. 什器備品			
・パソコン	5台	430,618	NEC, SONY
・サーバー	1台	49,737	HP
・電話交換機	1式	172,817	電話機・電話交換機一式
・事務机、書庫	1式	187,239	
(無形固定資産)			
3. 電話加入権	3本	162,880	
(その他の固定資産)			
4. 敷金		1,069,860	神楽坂館ビル4F敷金
固定資産 合計		2,524,913	
資産 合計		26,753,751	
		(負 債 の 部)	
I. 流動負債			
1. 未払金			
・起業講座		1,002,900	教室使用料、講師料
・第三者評価事業		710,000	評価報告フォーマット作成、入力
・法内化・ナレッジNPO事業		5,500	ボランティア保険11名
・管理業務支援事業		3,225,800	外注費
・複合機カンナ料	3月分	97,814	リコー販売部
・消耗品	3月分	152,167	アスクル
・通信費	3月分	25,787	佐川急便、ヤマト運輸、日本郵便
・通信費	3月分	37,826	NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、ソフトバンクテレコム
2. 未払費用			
・給与	3月分	1,860,414	事務局8名
3. 未払法人税等			
・法人住民税均等割		70,000	平成19年4月1日～平成20年3月31日
4. 未払消費税			
・消費税及び地方消費税		787,900	平成19年4月1日～平成20年3月31日
5. 預り金			
・源泉所得税		137,840	平成20年1月～3月
6. 前受金		0	
流動負債 合計		8,113,748	
II. 固定負債			
1. 長期借入金		10,000,000	水管理事長より借入れ
固定負債 合計		10,000,000	
負債 合計		18,113,748	
正味財産 合計		8,640,003	
負債及び正味財産合計		26,753,751	

上記のとおり、ご報告いたします。

平成20年 6月25日

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

理 事 長 水 谷 正 夫

平成19年度 貸借対照表 (特定非営利活動事業)

平成20年 3月31日 現在

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

(単位:円)

科 目	金	額	備 考
(資 産 の 部)			
I. 流動資産			
1. 現金	152,032		
2. 預金	14,962,226		普通預金(みずほ銀行、ジャパンネット銀行、中央労働金庫)
3. 郵便振替	35,880		郵便局
4. 未収入金	9,078,700		起業調査、第三者評価事業
流動資産 合計		24,228,838	
II. 固定資産			
(有 形 固 定 資 産)			
建物付属設備	451,762		事務所パーテーション
什器備品	840,411		サーバー、電話システム、事務機器一式
(無 形 固 定 資 産)			
電話加入権	162,880		3本
(その他の固定資産)			
敷金	1,069,860		神楽坂館ビル4F敷金
固定資産 合計		2,524,913	
資 産 合 計		26,753,751	
(負 債 の 部)			
I. 流動負債			
1. 未払金	5,257,594		管理業務支援事業、起業調査、第三者評価事業ほか
2. 未払費用	1,860,414		職員3月分給与
3. 未払法人税等	70,000		法人住民税均等割
4. 未払消費税	787,900		消費税及び地方消費税
5. 預り金	137,840		源泉所得税
6. 前受金	0		
流動負債 合計		8,113,748	
II. 固定負債			
1. 長期借入金	10,000,000		水谷理事長より借入れ
固定負債 合計		10,000,000	
負 債 合 計		18,113,748	
(正 味 財 産 の 部)			
I. 前期繰越正味財産		9,773,528	
II. 当期正味財産増加額		△ 1,133,525	
正味財産 合計		8,640,003	
負債及び正味財産 合計		26,753,751	

※ 次期繰越収支差額の内訳(当NPO法人は、下記の科目を資金の増減としています。)

科 目	前期末残高	当期末残高	備 考
現金	2,158,404	152,032	
預金	4,057,713	14,962,226	
郵便振替	25,880	35,880	
未収入金	9,111,684	9,078,700	
合 計	15,353,681	24,228,838	
未払金	5,276,764	5,257,594	
未払費用	1,620,762	1,860,414	
未払法人税等	70,000	70,000	
未払消費税	875,000	787,900	
預り金	122,940	137,840	
前受金	5,000	0	
合 計	7,970,466	8,113,748	
次期繰越収支差額	7,383,215	16,115,090	

平成19年度 収支計算書 (特定非営利活動事業)

自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月31日

収入の部 92,506,711 円 (A)+(D)+(G)
支出の部 76,391,621 円 (B)+(E)
次期繰越収支差額 16,115,090 円 (H)

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

(単位:円)

科 目	金	額	備 考
【特定非営利活動収入の部】			カッコ内・備考欄は千単位 人件費には、各種保険と通勤費を含む
(特定非営利活動収入の部)			
第1項 金 費 収 入			
1. 入 金 収 入	50,000		企業③0×1
2. 会 費 収 入	113,000		個人③×28、非営利団体⑤×5、企業⑩×1
3. 賛 助 会 費 収 入	30,000	183,000	個人⑤0×2、非営利団体⑩×2
第2項 事 業 収 入			
1. 教 育 ・ 研 修 事 業	4,077,122		委託費1コース(3,997)、資料代(68)等
・福祉系NPO起業講座(委託)	726,000		ライフキャリアセミナー(250)、乃木スクール(476)
・自主事業			
2. 幹 事 ・ 紹 介 ・ 補 助 ・ 調 師 派 遣 事 業	0		6法人
・ 幹 事 ・ 紹 介 事 業	448,000		評価:54事業(30,272)、利用者調査:16事業(4,073)
・ 調 師 派 遣 事 業			協力員年金費⑤0×98、団体年金費10法人(150)
3. 広 報 出 版 事 業	0		企業1件(5,072)、大学3件(4,772)、NPO法人事務1件(52)
4. 第 三 者 評 価 事 業	34,345,308		
5. NPO 等 運 営 支 援 ・ 補 助 事 業	641,000		
・ナレッジ・NPO等支援事業	18,310,950		
・小規模事業者等法内化促進事業	9,896,450	68,444,830	
6. そ の 他 管 理 業 務 支 援 事 業			
第3項 寄 付 金 ・ 助 成 金 収 入			
1. 寄 付 金 収 入	38,000		
2. 補 助 金 収 入	43,031	81,031	預金利息(16)等
特定非営利活動収入合計(A)		68,718,861	
(特定非営利活動支出の部)			
第1項 事 業 費			
1. 教 育 ・ 研 修 事 業			
・福祉系NPO起業講座(委託)	1,770,118		常勤(兼務)・非常勤各1名
人件費	3,890,184		講師料(2,082)、教育機関料(445)、実習(376)、通費費・交通費(515)他
その他の費用	837,156		常勤(兼務)2名
・自主事業	1,009,233		ナレッジ・NPO等支援事業:18、交通費等(27)、乃木スクール(講師料:301、会場:346、その他(31))
人件費			
その他の費用	13,950		職業紹介責任者研修受講料(13)、交通費等
2. 幹 事 ・ 紹 介 ・ 補 助 ・ 調 師 派 遣 事 業			
・ 幹 事 ・ 紹 介 事 業	0		講師料(210)、交通費
人件費	13,950		
その他の費用	233,734		
・ 調 師 派 遣 事 業			
人件費	0		
その他の費用	0		
3. 広 報 出 版 事 業			
人件費	0		
その他の費用	0		
4. 第 三 者 評 価 事 業	14,900,052		常勤4名(専任3名、兼務1名)
人件費	10,560,416		評価者補助費(6,650)、交通費(1,712)、その他(2,198)
その他の費用			
5. NPO 等 運 営 支 援 事 業			
・ナレッジ・NPO等支援事業	524,130		常勤2名(兼務)
人件費	174,939		パンフ(84)、交通費(38)、通費費(15)、ボランティア講師(3)等
その他の費用	13,912,017		常勤4名(兼務)、非常勤1名
・小規模事業者等法内化促進事業	1,991,496		研修(817)、相談員(506)、広報(663)、相談(9)、福祉手帳料・印紙代等(185)等
人件費	220,027		常勤1名(兼務)
その他の費用	9,537,592	59,575,044	外注費(9,307,561,461は前年度)
6. そ の 他 管 理 業 務 支 援 事 業			
人件費			
その他の費用			
第2項 管 理 費			
1. 給 料	185,847		常勤1名(兼務)
2. 賃 料	3,750		
3. 法 定 福 利 費	22,440		
4. 賃 借 料 ・ 光 熱 費	3,058,133		賃借料(2,247)、共益費(511)、水道光熱費(300)
5. 事 務 所 費	1,595,276		パソコン・プリンター(827)、書籍(480)、PC管理(253)、ゴミ処理料(46)、清掃(18)他
6. リ ー ン 費	1,435,799		コピー機リース料(403)、PCリース料(287)、カウンター料(745)
7. 運 賃 費	817,388		電話・ファックス・インターネット(514)、宅急便(64)、切手(236)
8. 旅 費	25,076		常勤1名(兼務)
9. 消 耗 品 費	577,299		コピー用紙・トナー・文具
10. 関 税 費	3,000		定期購読費1冊(NPOマネジメント)
11. 会 費 費	12,000		協会・任意会費等
12. 交 渉 費	338,357		事務局派遣費、慶弔費、他
13. 贈 与 金 費	44,000		NPO会員5団体
14. 保 険 料	129,159		NPO協会保険
15. 租 税 公 課 費	1,520,346		都民税等(70)、消費税(1,444)、受取利息源泉税、他
16. 雑 費	44,672	9,812,542	福祉手帳料、他
特定非営利活動支出合計(B)		69,387,586	
特定非営利活動収支差額(C=A-B)		△ 668,725	
【その他資金収支の部】			
(その他資金収入の部)			
第1項 借 入 金 収 入	16,404,635		
その他の資金収入合計(D)		16,404,635	16,404,635
(その他資金支出の部)			
第1項 借 入 金 返 済 支 出	6,404,635		
第2項 什 器 備 品 購 入 支 出	599,400		
その他の資金支出合計(E)		7,004,035	7,004,035
当期収支差額(F=C+D-E)			8,731,875
前期繰越収支差額(G)			7,383,215
次期繰越収支差額(H=F+G)			16,115,090

平成19年度 役員名簿 及び
名簿のうち前年において報酬を受けたことがある者の名簿

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	伊藤 榮彦		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	森 健		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	山本 憲司		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	高木 恭子		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	蘭原 成光		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	吉岡 正行		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	福田 啓造		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	道下 勝男		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	水谷 正夫		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
理事	本多 幸也		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし
監事	藤本 毅郎		平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	なし

社員のうち10人以上の者の名簿

平成20年3月31日

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

	氏名	住所又は居所
1	關原 成充	[Redacted]
2	佐藤 靖男	
3	高木 恭子	
4	高根沢 雄二	
5	中西 晃	
6	藤本 毅郎	
7	本多 幸也	
8	永谷 正夫	
9	森 隆	
10	山本 憲司	
11		
12		
13		
14		
15		

定 款

制定	H12. 9. 25. 認証 (H12. 5. 26. 設立總會承認)
改定	H13. 2. 28. 届出 (H12. 12. 16. 總會承認)
改定	H13. 6. 19. 承認 (H12. 12. 16. 總會承認)
改定	H15. 3. 5. 承認 (H14. 11. 1. 總會承認)
改定	H16. 9. 22. 届出 (H16. 9. 13. 總會承認)
改定	H17. 5. 12. 認証 (H17. 1. 22. 總會承認)
改定	H19. 10. 22. 認証 (H19. 6. 18. 總會承認)

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構

特定非営利活動法人 NPO人材開発機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO人材開発機構 という。ただし、登記上はこれをエヌピーオー人材開発機構と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区神楽坂二丁目4番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スタッフやボランティアの質・量の向上を求めるNPO、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などと、主に企業・産業人として蓄積した技術・能力を生かしたい人々とを結びつけることにより、市民活動団体等の運営基盤の強化等組織の使命達成に寄与し、豊かで充実した社会作りに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 企業・産業人の市民活動参加を促す教育・研修事業
- (2) NPO、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などに対し人材を紹介・斡旋する事業
- (3) 企業・産業界のNPOに対する理解を高めるための広報・出版事業
- (4) 市民活動団体の人材問題など事業活動に関する調査、研究事業
- (5) 福祉サービス等に対する第三者評価事業
- (6) 市民活動団体等に対する運営基盤を強化するための相談・支援及び研修事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人及び団体。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を継続して6ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、会長・理事長各1名を置き、専務理事1人名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長・理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合に限り、定款で定め

- られた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、総会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 顧問・相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言および提言を行うことができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年3回以上開催する。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(4) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の

議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを

行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中西 宏
理事	伊藤 栄彦
同	小林 和夫
同	森 健
同	山本 憲司
同	高木 恭子
監事	和氣 正佳

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月末までに開催する定時総会終了の時までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

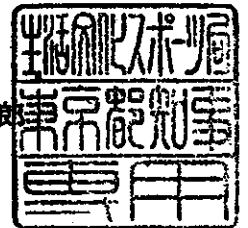
①正会員個人	入会金	10,000円	年会費	3,000円
団体	入会金	50,000円	年会費	10,000円
②賛助会個人	入会金	0円	年会費	5,000円 (一口から)
団体	入会金	0円	年会費	10,000円 (一口から)

認 証 書

法人所在地 東京都新宿区神楽坂二丁目4番地
法人名 特定非営利活動法人NPO人材開発機構
代表者氏名 水谷 正夫

平成19年7月6日 に申請のあった定款変更については、特定非営利活動促進法第25条
第5項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 石原 慎 太 郎



特定非営利活動法人NPO人材開発機構法施行期前変更(新旧)条又対照表

現行(旧)条文 第2章 目的及び事業	変更(新)条文 第2章 目的及び事業
<p>(目的) 第3条 この法人は、スタッフやボランティアの質・量の向上を求め、主に政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などと、主に企業・産業界として蓄積した技術・能力を生かしたい人々を結びつけることにより、市民活動団体等の運営基盤の強化等組織の使命作りに貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、スタッフやボランティアの質・量の向上を求め、主に政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などと、主に企業・産業界として蓄積した技術・能力を生かしたい人々を結びつけることにより、市民活動団体等の運営基盤の強化等組織の使命達成に寄与し、豊かで充実した社会作りを目的とする。</p>
<p>(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤ 環境の保全を図る活動 ⑥ 災害救済活動 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨ 国際協力の活動 ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 ⑫ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 職業能力の向上又は雇用機会の拡大を支援する活動 (4) その他の第3条の目的を達成するために必要な特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
<p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 特定非営利活動に係る事業 ① NPO、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などの人材確保・育成を支援する事業 ② 企業・産業界の市民活動参加を促す教育・研修事業 ③ NPO、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などに対し人材を紹介・斡旋する事業 ④ 企業・産業界のNPOに対する理解を高めるための広報・出版事業 ⑤ 市民活動団体の人材問題など事業活動に関する調査、研究事業 ⑥ 企業・産業界が市民活動団体などの組織で活躍するための社会的基盤整備の事業 ⑦ 福祉サービス等に対する第三者評価事業 ⑧ その他、これに関連する事業</p>	<p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) 企業・産業界の市民活動参加を促す教育・研修事業 (2) NPO、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などに対し人材を紹介・斡旋する事業 (3) 企業・産業界のNPOに対する理解を高めるための広報・出版事業 (4) 市民活動団体の人材問題など事業活動に関する調査、研究事業 (5) 福祉サービス等に対する第三者評価事業 (6) 市民活動団体等に対する運営基盤を強化するための相談・支援及び研修事業 (7) その他目的を達成するために必要な事業</p>

新(新)条文
第3章 会 員

現行(旧)条文
第3章 会 員

<p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。</p>	<p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。</p>
<p>(任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合限り定款で定められた任期の末日後最初の総会が召集するまで、その任期を延長することができる。 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>
<p>(権能) 第24条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業報告及び収支決算 (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 (6) 入会金及び会費の額 (7) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(権能) 第24条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(開催) 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 定例理事会は、年3回以上開催する。 (2) 理事長が必要と認めたととき。 (3) 理事総数の三分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。 (4) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。</p>	<p>(開催) 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 定例理事会は、年6回以上開催する。 (2) 理事長が必要と認めたととき。 (3) 理事総数の三分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。 (4) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。</p>
<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>